

議案第81号

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵠沼 967号線	本鵠沼一丁目2664番49地先	5.0	45.6
		本鵠沼一丁目2664番51地先		
2	鵠沼 968号線	本鵠沼一丁目2664番51地先	5.0	19.8
		本鵠沼一丁目2664番51地先		
3	鵠沼 969号線	本鵠沼一丁目2664番50地先	5.0	39.5
		本鵠沼一丁目2664番50地先		
4	辻堂 693号線	辻堂一丁目1358番5地先	2.1 ～ 4.0	133.6
		辻堂一丁目1354番4地先		
5	村岡 600号線	宮前字前河内631番1地先	1.8 ～ 2.9	141.9
		弥勒寺字前河内47番1地先		
6	村岡 601号線	宮前字前河内625番地先	6.0	69.5
		弥勒寺字前河内71番1地先		
7	明治 534号線	城南五丁目454番9地先	5.5	21.5
		城南五丁目454番13地先		

8	善行 662号線	亀井野字渋沢3274番19地先	5.0	75.3
		亀井野字渋沢3274番19地先		
9	長後 946号線	高倉字枯藪1076番11地先	4.5	25.6
		高倉字枯藪1076番7地先		
10	長後 947号線	高倉字中島952番14地先	5.0	30.2
		高倉字中島952番24地先		

提案理由

鵠沼967号線ほか9路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更

することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。